

北杜市新エネルギー会社募集要項

1 趣旨及び目的

(1) 趣旨・目的

市では、地球温暖化の原因である二酸化炭素排出量を2050年までに実質ゼロ（カーボンニュートラル）とする社会を実現するため、2020年12月に「ゼロカーボンシティ宣言」を行い、脱炭素型の生活様式への転換に向けて、市民・企業・行政が取り組むプログラムを示し、実践活動を推進している。併せて、二酸化炭素排出の大部分を占める化石燃料由来のエネルギーをCO2ゼロエミッションのエネルギーに転換するため、2021年3月に「北杜市再生可能エネルギーマスタープラン」を策定した。この中で、再生可能エネルギーの利活用と自立化に向けた事業モデルとして、地域内の再生可能エネルギー利活用の最大化を目指す「ネットワーク型電力供給モデル」を示し、これに取り組むこととしている。

そこで、本モデルの実施にあたり効果的かつ効率的に機能させるため、管理運営者として「新エネルギー会社」の設立を図ることとした。新エネルギー会社の事業運営にあたっては、小売電気事業や再生可能エネルギー電源（以下「再エネ電源」という。）開発等に関する電力事業の専門的な知識と経験に加え、外部環境変化（制度設計、技術革新等）に対応した企画立案能力、経営能力など様々な能力が必要となる。

このため、市では本募集要項に示す条件等を踏まえ、事業者自らの創意工夫を活かした提案を求めするため、公募型プロポーザルを実施し、選定された事業パートナーの提案内容については、今後策定する新エネルギー会社の事業計画等の基礎資料とすることを想定している。

(2) ネットワーク型電力供給モデルの目指す姿

本事業では、北杜市地域の温室効果ガス削減に資するため、市の再エネ電源から電力を調達し、主要な公共施設に供給することで、脱炭素化を推進することを基本とする。

ただし、安定的な事業のため市域内外の再生可能エネルギー電力（以下「再エネ電力」という。）の調達量を増やし、全公共施設への供給を検討するなど、電源・需要家を拡大し、市の脱炭素化をより一層推進するほか、事業収益等も活用し太陽光発電等市内の再エネ電源の開発や、VPP・DR※等のエネルギーマネジメントの取組を進め、需要と供給の両面から脱炭素社会の実現に向けた施策を展開していく。

※VPP・DR：VPP（バーチャルパワープラント）

需要家エネルギーリソース、電力系統に直接接続されている発電設備、蓄電設備の保有者もしくは第三者が、そのエネルギーリソースを制御することで、発電所と同等の機能を提供すること。

DR（ダイヤモンドリスポンス）

需要家側エネルギーリソースの保有者もしくは第三者が、そのエネルギーリソースを制御することで、電力需要パターンを変化させること。DRは需要制御パターンによって、需要を減らす（抑制する）「下げDR」、需要を増やす（創出する）「上げDR」の二つに区分される。

また、需要制御の方法によって、電気料金型（電気料金設定により電力需要を制御する）とインセンティブ型（電力会社やアグリゲーター等と需要家が契約を結び、需要家が要請に応じて電力需要の抑制をする）の二つに分類される。

（経済産業省ホームページより）

(3) 新エネルギー会社の事業スキームイメージ

新エネルギー会社が実施する小売電気事業、再生可能エネルギー導入・利活用事業等の事業スキームは、下図のイメージを想定している。なお、本スキームは、電力供給の形態に応じて柔軟に変わることが想定される。

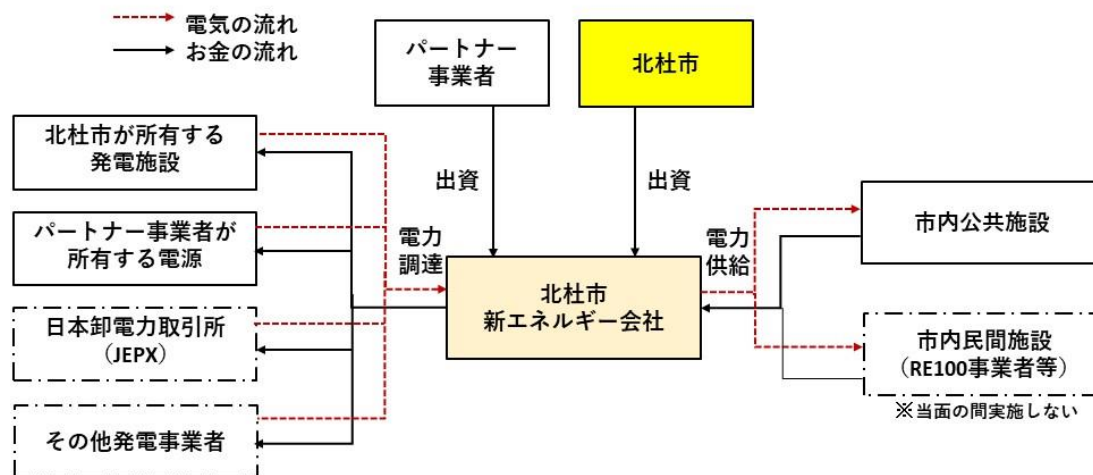


図 1 新エネルギー会社の事業（小売電気事業等）スキームのイメージ

2 事業パートナーに求める実施事項

- ア 法人設立（定款の作成、創立総会の開催、設立登記等）
- イ 小売電気事業の登録（関係機関への申請書の作成、ヒアリング対応等）
- ウ 日本卸電力取引所（略称：JEPX）への会員登録業務（提案内容によって、必要に応じて実施すること）
- エ 新エネルギー会社の運営に関する各種業務

3 事業パートナーが担う業務・必要な能力・能力の確認方法

(1) 事業パートナーが担う業務

事業パートナーと市が共同で設立する新エネルギー会社の経営は柔軟で機動性の高いものとする。そのため、地域エネルギー事業に関して必要な業務は、事業パートナーが実施することを想定しており、事業パートナーにはこれらの業務を担うことを求める。（表1参照。）

なお、「ア 経営戦略の策定・管理」及び「イ 営業」については、市と協力して行うものとする。

表1 事業パートナーが担う業務

項	大項目	小項目
ア	経営戦略の策定・管理	市の電力需給動向を踏まえたマーケティング戦略の立案 事業計画の策定・管理 等
イ	営業	契約約款の作成 料金メニューの開発 需要家への営業 電源調達のための営業 契約締結業務 等
ウ	需給管理・調整	電力需要予測にあわせた電源確保 市の電源、JEPX、ベースロード市場 ^{*1} 等からの電源調達 等 ※需給管理・調整業務は、「4 公募に関する条件等 (3) 需給管理・調整業務を担う応募者に関する参加資格要件」に準ずる
エ	財務	資金の調達・管理 財務戦略の立案・実行・管理 等
オ	経理	託送料金の支払 ^{*2} 電源調達費の支払 インバランス料金の支払 ^{*3} 容量拠出金の支払 委託費（バランシンググループ ^{*4} 代表企業への支払含む）の支払 請求書の発行 未収金管理 等
カ	顧客管理・対応	顧客情報管理 問い合わせ窓口 各種案内送付 等
キ	法制度に基づく計画・報告作成	
ク	総務・広報・会計	取締役会・株主総会業務 広報・メディア関係業務 決算書作成・法人税等計算申告 等
ケ	その他地域エネルギー事業遂行に必要な業務	市域の再生可能エネルギーの普及拡大等事業利益を活用する企画の立案 太陽光 PPA モデルの実施 エネルギーマネジメントの取組の実施 等

【備考】

- ※ 1 石炭火力や大型水力などといったベースロード電源の電気供出を制度的に求め、新電力事業者が年間固定価格で購入可能とする市場であり、2019年7月に開設された。
- ※ 2 託送料金とは、小売電気事業者が需要家に対して調達した電力を送る際に、送配電事業者の配電設備を通じて電気を運ぶための料金のこと。
- ※ 3 インバランス料金とは、小売電気事業者または発電事業者が計画値同時同量を達成できず、供給する電力の過不足が発生した場合、その調整のための対価として支払う料金のこと。
- ※ 4 バランシンググループ（代表契約者制度）とは、発電事業者または小売電気事業者が自らの電力調達・需給管理業務の一部をバランシンググループの代表契約者に対して委託を行い、インバランス料金による経済負担を減らすことを目的とした仕組みのこと。

(2) 業務遂行にあたり必要な能力

本事業の推進には再エネ電源の調達・開発等の能力も不可欠となる。そのため、表1に記載した基本的な業務を実施していくことに加え、事業パートナーには以下に定める再エネ等に関する能力を有することも求める。(表2参照。)

表2 業務遂行にあたり求められる能力

項	大項目	小項目
ア	電力事業を遂行する能力	・ 小売電気事業の実施実績を有する 等
イ	需給管理・調整をする能力	・ 需給管理を行った実績やノウハウを有する 等
ウ	会社を設立及び運営する能力	・ 経営戦略の策定・管理、営業、財務、経理、顧客管理、総務・広報・会計などの会社運営に必要な基本業務を現実性を以て遂行できる 等
エ	再エネ電力等を調達する能力	・ 本事業の目的達成に必要な再エネ電力 ^{*1} を自社で保有及び供給可能、あるいは、再エネ電力を自社で保有していないが、相対での調達目途が立っている 等。
オ	再エネ電力を自ら開発する能力	・ 太陽光発電の PPA モデルに関する実施実績やノウハウを有する 等
カ	エネルギーマネジメントの取組を実行する能力	・ エネルギーマネジメントの取組に関するノウハウや技術を有する 等
キ	市と連携した施策を展開する能力	・ 市が掲げる2050年の脱炭素社会の達成に向け、市のエネルギー施策と連動することができる

【備考】

- ※1 再エネ電力には、FIT 電源及び化石電源に非化石証書等を付与した調整後排出係数がゼロである電力（CO2フリー電力）も含むものとする。ただし、CO2フリー電力よりも、調整前排出係数がゼロである再エネ電力をより高く評価することとする。

【参考】北杜市内公共施設における令和4年度の電力使用量の合計は約2.6GWhです。

(3) 能力の確認方法

表2に記載した能力の確認は、資格審査及び提案審査を通して行う。(表3参照。)

表3 能力の確認時期及び方法

項	能力(大項目)	確認時期	確認方法
ア	電力事業を遂行する能力	提案審査	・ 表4に記載している情報を以て判断する
イ	需給管理・調整をする能力		・ 表8に記載している情報を以て判断する
ウ	会社を設立及び運営する能力		・ 提案内容及びプレゼンテーションの内容から判断する
エ	再エネ電力等を調達する能力		
オ	再エネ電力を自ら開発する能力		
カ	エネルギーマネジメントの取組 を実行する能力		
キ	市と連携した施策を展開する能力		

4 公募に関する条件等

(1) 応募者の構成と定義

ア 事業パートナーの定義

事業パートナーとは、「市が一部出資する新エネルギー会社を設立し、電力供給の実施や再生可能エネルギーの普及拡大に向けた施策を共に検討・実施する企業」をいう。

イ 構成企業・協力企業・代表企業

応募者は、表2業務遂行にあたり求められる能力を備えた企業または複数の企業により構成されるコンソーシアムとする。

複数の企業により構成されるコンソーシアムで応募する場合、出資を行いかつ新エネルギー会社から業務の一部を受託又は請け負う企業(以下「構成企業」という。)と、出資を行わず新エネルギー会社から業務の一部を受託又は請け負う企業(以下、「協力企業」という。)から構成されるものとする。

また、構成企業から代表の企業(以下「代表企業」という。)を定め、その代表企業が応募手続を行うこととする。

ウ 複数企業によるコンソーシアムの留意事項

それぞれの企業において、3(2)の「業務遂行にあたり必要な能力」の全てを満たす必要はなく、コンソーシアム全体として全てを満たすことで足りるが、本事業の中心である電力供給に関する事業については、代表企業もしくは構成企業が担うこととする。

また、参加資格確認申請書類等の提出時には、応募者の構成企業について明らかにすること。協力企業がいる場合にも同様とする。

エ 応募者に求める能力の明示

参加資格確認申請書類や提案書等の提出時には、応募者が保有する能力について、以下の書類の提出によって明らかにすること。

なお、下記書類はコンソーシアム全体として全て提出がなされることで足りる。(表4参照。)

表4 応募者に求める能力を明示するために必要な提出書類

項	必要な提出書類
ア	電力販売実績が確認できる書類（有価証券報告書、四半期報告書などの決算説明資料等）
イ	保有する再エネ電源情報や再エネ電力調達実績・供給実績
ウ	事業リスクへの対応能力を示す資料（直近3年分の財務諸表等）

オ 複数応募の禁止

応募者又は応募者と資本面若しくは人事面において密接な関連のある者は、他のコンソーシアムの構成員となることはできない。「資本面において密接な関連がある者」とは、議決権総数の過半数を有し、又はその出資の総額の100分の50超を出資している者をいい、「人事面において密接な関連がある者」とは、当該企業の取締役役員を兼ねている者をいう。

また、応募者の協力企業が他の応募者の構成企業又は協力企業として本公募に参加することはできない。

なお、市と事業パートナーとの合弁契約締結後、選定されなかった応募者が、事業パートナーの協力企業となることは可能とする。ただし、協力企業を追加する場合には事業開始までに市の承諾を得ること。

カ その他

特定候補者となった事業パートナーは、ただちに市と協議を行い、「(仮)北杜市新エネルギー会社の共同設立に関する協定書」(以下「基本協定」という。)を締結することとし、基本協定締結後、速やかに新エネルギー会社設立に向けた合弁契約締結協議を行うものとする。なお、協議に際しては、必要に応じて市の指定する弁護士が参加する。

(2) 応募者の欠格要件

応募書類提出時において、次に該当する者は、応募者（構成企業または協力企業を含む）になることはできないものとする。（表5参照。）

表5 欠格要件

項	要件	確認方法
ア	地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者	応募者の登記簿謄本（履歴事項全部証明書）を求める
イ	北杜市暴力団排除条例（平成24年北杜市条例第29号）第15条に違反する者	本公募への誓約書の提出を求める
ウ	会社更生法、民事再生法に基づき更生または再生手続きをしている者	
エ	最近一年間の法人税、事業税、消費税または地方税を滞納している者	納税証明書またはこれに準ずる書類の提出を求める
オ	宗教活動や政治活動を目的とする者	本公募への誓約書の提出を求める
カ	地域エネルギー会社設立に関する民間事業者選定委員会の委員選任から選定までの間において、選定委員会の委員と資金面又は人事面において密接な関係がある者	

キ	他、国等で定める法令に違反するなどにより指名停止を受けている者
---	---------------------------------

上記要件を確認するため、応募者は以下の書類を提出すること。(表6参照。)

表6 共通参加要件に係る提出書類

項	提出書類	備考
ア	登記簿謄本(履歴事項全部証明書)	原本のコピーの提出も可
イ	参加表明書等	様式集を参照
ウ	納税証明書またはこれに準ずる書類	原本のコピーの提出も可
エ	印鑑証明書	原本のコピーの提出も可

(3) 需給管理・調整業務を担う応募者に関する参加資格要件

応募者(構成企業及び協力企業を含む)のうち、需給管理・調整業務を担う者は、経済産業省に登録されている小売電気事業者である者のうち、表7のア及びイのいずれかに該当する会社法上の法人、特定非営利活動促進法上の特定非営利活動法人(NPO法人)とする。

表7 需給管理・調整業務を担う応募者に関する参加資格要件

項	要件
ア	需給管理・調整業務実績を有する者(複数企業で応募する場合は1社以上)
イ	日本卸電力取引所(JEPX)での取引実績を有する者

上記参加資格要件を確認するため、応募者は表8の書類を提出すること。なお応募者の子会社が需給管理・調整業務を担う場合、同社は協力企業としてコンソーシアムに参加する必要がある。

表8 参加資格要件に係る提出書類

項	提出書類	備考
ア	日本卸電力取引所(JEPX)の会員証書並びに取引実績	
イ	需給管理・調整業務実績を証する書類	他社との需給管理・調整業務の請負契約書や需給管理システムの調達契約書、運用実績等※1
【備考】 ※1 機密情報と判断される情報は、各自で保護すること。		

(4) 応募書類提出後の参加資格の取消しについて

応募書類の提出後、応募者が特定候補者決定までの期間に、4公募に関する条件等(1)から(3)で定める資格要件を欠くような事態が生じた場合、市は応募者の参加資格を取り消すこととする。ただし、市がやむを得ないと判断した場合は、この限りではない。

(5) 構成企業等の変更

参加資格確認申請書類の提出後は、応募者の変更又は追加は原則認めない。

5 提案に関する条件

次に示す条件を遵守することに同意の上、公募に対する提案をすること。

(1) 新エネルギー会社の設立

- ア 応募者は市内において、新たに新エネルギー会社を立ち上げる事業パートナーとなること。
- イ 事業パートナーは、新エネルギー会社を設立し、令和6年度中に電力供給を開始できるように必要となる諸手続を進めること。

(2) 設立形態

- ア 立ち上げる新エネルギー会社の事業形態は会社法上の株式会社とすること。
- イ 定款には、会社法第107条第2項第1号に基づく株式の譲渡制限に関する定めを記入すること。
- ウ 取締役会及び監査役を設置すること。

(3) 登記

新エネルギー会社の本店を山梨県北杜市内に設置し、設立登記を行うこと。また、新エネルギー会社の名称は、別途市と協議すること。

(4) 資本金・資本構成

新エネルギー会社設立時における資本金は1,000万円とすること。
本市の出資比率は10%を予定している。事業パートナーは、提案時において市を除く出資者の出資比率が90%となるよう出資すること。

(5) 電力の調達

新エネルギー会社設立後、令和6年度中に主な電力として市域内外からの再エネ電力の調達を開始する。

また、活用を想定している電源が容量市場で落札した場合は、資源エネルギー庁「容量市場にかかる既存契約見直し指針」に準じて、新エネルギー会社と既存契約に関する協議を行う。

なお、電力の調達先については、市域内外の再エネ電源、JEPX等を想定しているが、事業リスク回避の観点から、JEPXからの調達は電力需給変動による可不足分の補填等最低限(10%程度)の活用に留めることとする。

(6) 再エネ電源の開発

市は、太陽光発電の第三者保有モデルを導入する計画を検討しており、新エネルギー会社等が同業務を実施することを想定している。

その他、応募者独自による再エネ電源開発の提案も可能とする。

(7) 公共施設の活用策

市の公共施設を活用した再エネ電源の開発方策や市有発電施設の機能強化策などがあれば提案すること。

(8) 電力の供給

新エネルギー会社設立後、令和6年度中に新エネルギー会社による自己託送もしくはパートナー事業者による小売により「11参考資料」に示す市有施設の一部に供給を開始すること。

ただし、新エネルギー会社は小売電気事業者の登録申請を順次進めることとし、新エネルギー会社による小売への切替を目指すこと。

供給先については、優先的に切替を行う施設は市と協議する。

なお、市有施設の切替によって生じる諸費用は、新エネルギー会社が負担する。

(9) 事業実施体制

新エネルギー会社の運営は、事業パートナーが行うことを想定しており、市の方針・施策事業等を踏まえ、日常的に市と連携・調整を図りながら、効率的に会社運営を行うことができる業務

実施・管理体制を整備すること。

体制の構築にあたっては、緊急時に事業を確実に継続できる体制や仕組みを整えること。

(10) 新エネルギー会社設立における市と事業パートナーの責任分担

市と事業パートナーの役割・責任分担の考え方は、原則として、新エネルギー会社設立に関する事務手続きや法的に必要な手続きを含め、一切の業務は事業パートナーが実施するものとし、一切の責任を負うものとする。一方、市は出資比率に応じた資本金を供出する。

(11) 新エネルギー会社設立が不調となった場合の処理

市及び事業パートナーのいずれの責めにも帰すべからざる理由によって、新エネルギー会社設立が不調となったときには、市と事業パートナーは、その準備に関して既に支出した費用は各自の負担とする。

(12) その他、提案にあたり留意すべき事項

提案にあたっては、国が示す電力取引や電力の小売営業に関する指針等を踏まえるとともに、会社法など、新エネルギー会社の設立・運営・管理に係る各種法令に準拠した事業の提案を行うこと。

なお、応募者からの提案受領後、必要に応じて追加の資料提出を求める場合がある。

6 市の協力事項

(1) 電力供給

市は、公共施設の電力契約を一度にまたは段階的に、新エネルギー会社に切り替えるべく、最大限の努力を行う。

市は新エネルギー会社設立から継続的に電力供給を行うことに向けた調整を行う。

(2) 電源調達

市は、市所有発電施設の管理・運営を可能な限り新エネルギー会社へ移管し、市内への広範かつ安定的な再エネ供給を促進するとともに、市公共施設に導入された太陽光発電設備（市所有、PPA）からなる余剰電力の活用について、新エネルギー会社と調整する。併せて、市所有発電施設の改修・増設について新エネルギー会社と検討・調整する。

(3) 市域の脱炭素化に資する取組

市は、新エネルギー会社が太陽光発電のPPAなど再エネ電源の開発や、VPP・DRなどエネルギーマネジメントの取組等の市の政策に即した取組を実施するにあたって、各種調整や情報を提供する事を通じた支援を行う。

7 事業パートナーの公募及び選定に関する事項

(1) 公募及び選定方法

事業パートナーの選定は、競争性、公平性及び透明性を確保するため、「公募型プロポーザル方式」により実施する。

(2) 公募及び選定スケジュール

公募及び選定スケジュールは、表9のとおりとする。なお、スケジュールに変更があった場合には、速やかに市のホームページにて公表する。

表 9 公募及び選定スケジュール

日程	予定
令和 5 年 9 月 5 日 (火)	募集要項等の公表
令和 5 年 9 月 5 日 (火) から 令和 5 年 9 月 13 日 (水) まで	募集要項等に関する質問の受付
令和 5 年 9 月 7 日 (木) から 令和 5 年 9 月 15 日 (金) まで	募集要項等に関する質問回答
令和 5 年 9 月 5 日 (火) から 令和 5 年 9 月 29 日 (金) まで	参加資格確認書類の受付期間
令和 5 年 9 月 7 日 (木) から 令和 5 年 10 月 2 日 (月) まで	参加資格確認結果の通知
令和 5 年 10 月 2 日 (月) から 令和 5 年 10 月 10 日 (火) まで	提案書の受付期間
令和 5 年 10 月 12 日 (木)	提案内容のプレゼンテーション評価
令和 5 年 10 月 16 日 (月)	特定候補者と次点者の決定

8 応募手続

(1) 募集要項の公表

令和 5 年 9 月 5 日 (火) に市ホームページで公表する。

(2) 募集要項等への質問の受付及び質問回答

本募集要項等に関する質問の受付を以下のとおり実施する。また、質問の内容を考慮して、募集要項等の内容を変更する場合がある。なお、変更した場合は、速やかに市のホームページで公表する。

ア 受付期間

令和 5 年 9 月 5 日 (火) から令和 5 年 9 月 13 日 (水) 午後 5 時までとする。

イ 受付方法

電子メール (開封確認付き) による送信のみ受け付ける。なお、電子メール送信後に電話にてメールの到着を確認すること。

ウ 質問書の様式

様式 1 に基づき、質問内容を記載し市の問い合わせ先に対して電子メールで送信すること。なおメールタイトルには「新エネルギー会社の募集要項等に関する質問 (会社名)」と明記すること。

エ 問合せ先

kankyou@city.hokuto.yamanashi.jp

オ 回答方法

令和 5 年 9 月 15 日 (金) までに全ての応募者に、電子メールにて回答する。なお、質問者名は公表しないものとする。

(3) 参加資格確認申請書類の受付

応募者は、参加資格申請書類を以下のとおり提出すること。

ア 提出書類

様式 2-1、2-2 に従い、参加資格確認申請書類を作成し、提出すること。

イ 提出期間

令和 5 年 9 月 5 日（火）から令和 5 年 9 月 29 日（金）午後 5 時までとする。

ウ 提出場所

〒 4 0 8 - 0 1 8 8 （住 所）北杜市須玉町大豆生田 9 6 1 番地 1
（提出先）市民環境部環境課ゼロカーボン推進担当

エ 提出方法

郵送（配達証明の取れるもの）又は持参によること。

また、市が追加で電子データを求める場合は、速やかに対応すること。

(4) 参加資格確認結果の通知

市は、提案書等の受付期間終了日をもって、応募者から提出された参加資格確認申請書類により資格審査を行う。

市は、資格審査を行った結果を令和 5 年 10 月 2 日（月）までに書面により通知する。なお、資格審査の結果、参加資格がないと認められた応募者は、通知を受けた日から 7 日以内に市に対してその理由について書面により説明を求めることができる。その場合は、様式 5-1 を提出すること。市は説明を求めた応募者に対し、書面により回答する。

(5) 提案書の受付

資格審査を通過した応募者は、提案書を以下のとおり提出すること。

市は、提案書の作成にあたり必要な「1-1 参考資料」に示す電子情報を参加資格確認申請書類の受付時に代表企業に配布する。（表 9 参照）また、提案書の作成については、「1-2 提案書への記載内容」を参照すること。

なお、応募者から提出された提案書等の内容に疑義がある場合には、必要に応じて個別ヒアリングの実施や確認資料の追加提出を求める場合がある。

ア 提出書類

様式 3-1～4-10 に従い、提案書等を作成し、提出すること。

イ 提出期間

令和 5 年 10 月 2 日（月）から令和 5 年 10 月 10 日（火）午後 5 時までとする。

ウ 提出場所

〒 4 0 8 - 0 1 8 8 （住 所）北杜市須玉町大豆生田 9 6 1 番地 1
（提出先）市民環境部環境課ゼロカーボン推進担当

エ 提出方法

郵送（配達証明の取れるもの）又は持参によること。

また、市が追加で電子データを求める場合は、速やかに対応すること。

持参の場合の受付時間は、開庁日の午前 9 時から正午まで及び午後 1 時から午後 5 時までとする。

(6) 応募辞退に関する提出書類

応募資格の確認を受けた応募者が応募を辞退する場合は、以下のとおり応募辞退届を提出する

こと。

ア 提出書類

様式2-8に従い、応募辞退届を作成し、提出すること。

イ 提出場所

〒408-0188 (住所) 北杜市須玉町大豆生田961番地1
(提出先) 市民環境部環境課ゼロカーボン推進担当

ウ 提出方法

郵送(配達証明の取れるもの)又は持参によること。

(7) 提案内容に関わるプレゼンテーションの実施

提出された提案書及びプレゼンテーションに基づき評価を行い、最も優れた提案を行った応募者を特定候補者として選出する。審査基準は、「北杜市新エネルギー会社選定基準(以下選定基準という。)」による。なお、プレゼンテーションの順番は提案書提出順とする。実施する場合の実施時期、方法等は以下のとおりとする。

ア 実施日時

令和5年10月12日(木) ※詳細時間は通知します。

イ 内容・方法等

提案書を使用し、口頭にて説明を行うこと。なお、資料の追加・変更は認めない。1応募者当たり50分程度(うち説明20分、質疑応答30分)とする。ただし、プレゼンテーションの参加者が多数の場合、説明時間の変更を行う場合がある。プレゼンテーションの出席者は1応募者当たり4名以内とする。

(8) 応募にあたっての留意事項

ア 募集要項等の承諾

応募者は、募集要項等に記載された内容を承諾の上、応募すること。

イ 応募に係る費用

応募に要する費用については、すべて応募者の負担とする。

ウ 提出期間後の応募書類の差替え等

提出期間後における応募書類の差替え及び再提出は認めない。

エ 提案書の取扱い

提案書の著作権は当該作成者に帰属する。提出された提案書は、特定候補者の選定に係る公表等以外に応募者に無断で使用しない。公表、展示、その他市が本事業に関し必要と認める用途に用いる場合は、応募者に確認の上、これを使用することができるものとする。なお、提出された提案資料は返却しない。

オ 市の提供する資料の取扱い

応募者(辞退者を含む。)は、市が提供する資料を、応募にかかる検討以外の目的で使用することはできない。

カ 使用言語、単位及び時刻

応募に関して使用する言語は日本語、単位は計量法に定めるもの、通貨単位は日本円、時刻は

日本標準時とする。

キ 応募の無効

次のいずれかに該当する応募は無効とする。

(ア) 応募資格のない企業等が行った応募

(イ) 指定の日時までに指定の場所に到達しなかった提案書による応募

(ウ) 同一の応募者による2つ以上の応募

(エ) 応募書類に記載された応募グループの代表企業以外の者が行った応募

(オ) 応募書類等その他一切の提出書類に虚偽の記載をした者が行った応募

(カ) 上記に掲げるものの他、応募に関する条件に違反した応募

ク 応募の中止

天災地変等やむを得ない理由により応募の執行ができないときは、これを延期し、または中止する場合がある。募集要項等に定めるもののほか、応募にあたって必要な事項が生じた場合には、応募者に通知する。

9 特定候補者の決定

(1) 特定候補者及び次点者の決定

市は、提案内容の審査に関して、選定基準を踏まえて専門的見地から総合的に評価を行うために、学識経験者などにより構成される「北杜市新エネルギー会社設立に関する公募型プロポーザル審査委員会」（以下、「審査委員会」という。）を設置する。

市は、審査委員会の審査結果を踏まえ、特定候補者及び次点者を決定する。

(2) 特定候補者等の通知・公表

特定候補者及び次点者決定後、速やかに、すべての応募者に対して通知する。また、審査結果等について、市ホームページに掲載し公表する。

(3) 次点者との協議

特定候補者と新エネルギー会社の設立に向けた協議が成立しなかった場合は、市は次点者と設立に向けた協議をすることができるものとする。

(4) 特定候補者を選定しない場合

公募、評価及び事業者の選定において、最終的に応募者がいない場合又はいずれの応募者の提案も、選考評価基準の3-(3)に示す選定要件を満たさない等の理由により特定候補者を選定せず、本募集を取り消す場合がある。募集を取り消す場合には、この旨を速やかに市ホームページに掲載し、公表する。

10 応募手続に関する問い合わせ先

担当：市民環境部環境課ゼロカーボン推進担当

住所：〒408-0188 北杜市須玉町大豆生田961番地1

電話：0551-42-1341 FAX：0551-42-1123

電子メール：kanky@city.hokuto.yamanashi.jp

11 参考資料

市は、募集要項等の参考資料として次の情報を電子データにより応募者のうち、代表企業に対して配布を行う。なお、配布は参加資格確認申請書の受付時に行う。

- ・参考資料1 電力小売予定先施設の電力需要に関する情報

- ・参考資料 2-1 市営発電施設の電力売電情報（小水力、学校 PV の余剰）
- ・参考資料 2-2 電力供給を予定する市営発電施設における電力売電実績

また、提案に当たっては次に示す情報を参照の上検討すること。

- ・「第 3 次北杜市総合計画」 2022. 3 策定
- ・「北杜市再生可能エネルギーマスタープラン」 2021. 2 策定
- ・「北杜市地球温暖化対策実行計画・事務事業編」 2020. 1 策定

なお、過年度報告書や事業方針に記載されている各種データは参考数値であり、算定に使用する数値は参考資料 1～2-2 等を参照すること。

1 2 提案書への記載内容

応募者は、少なくとも表 10 の記載内容を明らかにして、提案書を作成すること。

表 1 0 提案書への記載内容

No.	審査項目	記載内容
1	実施方針	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事業実施にあたっての基本方針 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 再エネ導入によるCO2削減やエネルギーの地産地消 ✓ 利益活用方針、目標値設定、レジリエンス強化、経営方針 ・ 資本金等の調達方針及び調達条件 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 調達先 ✓ 出資割合の記載 ✓ 出資時期 ✓ 応募企業の企業情報 ・ 借入金等の調達方針及び調達条件 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 借入先 ・ 新エネルギー会社設立～電力供給開始までのスケジュール
2	電力調達計画	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電源構成の基本方針 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 水力発電の有効活用の方針 ✓ 電源構成の考え方や電力調達プロセス ✓ JEPXの市場価格高騰などのリスクへの対応 ✓ （活用する場合）非化石証書等の活用有無 ・ 再生可能エネルギー等の電源調達計画 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 市の再エネ導入目標に沿った電力調達計画 ✓ 市内外の調達予定電源 ・ 再生可能エネルギー等の電源開発計画 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 太陽光発電のPPAモデルの取組 ✓ 市内事業者との連携の期待

3	電力供給計画	<ul style="list-style-type: none"> ・ 電力供給の基本方針 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 電気料金の水準、利益の活用方法 ✓ 想定供給先 ✓ 目標販売/供給量 ✓ 容量抛出金の負担軽減策など、市場/制度変化への対策 ・ 電力供給先の供給計画 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 供給スキーム/（電力小売/取次・代理モデル等） ✓ 民間事業者/市民等の供給計画/公共施設供給計画 ✓ 事業対象とする施設数及び売電規模
---	--------	--

No.	審査項目	記載内容
4	収支計画	<ul style="list-style-type: none"> ・ 収支計画の試算 <ul style="list-style-type: none"> ✓ PL、BS、CF計算書に基づく収支計画の提示 ✓ 資本金額の設定及びその理由、事業者間での分担 ・ 事業効果の算定 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 公共施設エネルギーコスト削減効果/循環経済効果 ・ 小売価格・調達価格等の設定方針 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 市への売電価格の妥当性及びその積算根拠 ✓ 価格設定の考え方、プロセス ✓ 価格設定の妥当性を確認する継続的なモニタリング手法
5	組織管理計画	<ul style="list-style-type: none"> ・ 組織管理の基本方針 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 役割分担の考え方（コンソーシアムの場合） ✓ 地域と密着する体制 ・ 事業実施体制及び事業パートナーの役割分担 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 各社の役割分担（コンソーシアムの場合） ✓ ガバナンス体制（市との連携方法） ✓ 役員構成 ✓ 本店の設置場所 ・ 需給管理・調整業務の実施方法 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 運用体制 ✓ 過去実績 ✓ 実施方法
6	リスク管理計画	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本事業におけるリスクの想定及びその対応策、利害関係者間でのリスク分担 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 想定されるリスクの列挙（収支変動リスク、市場変動リスク、電力システム改革、その他リスク）及び対応策 ✓ 利害関係者間のリスク分担の考え方 ・ 緊急時に事業を確実に継続できる体制や仕組みへの工夫 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 災害時の緊急体制（市との連絡体制について） ✓ 事業パートナーの倒産、会社の清算 ✓ 災害時の電力の安定供給に資する取組
7	公共施設等の活用計画	<ul style="list-style-type: none"> ・ 公共施設を活用した電源開発 <ul style="list-style-type: none"> ✓ 公共施設を活用した電源開発の施策

		<ul style="list-style-type: none">・ 既存電源の機能強化✓ 市所有の既存電源の機能強化の施策
--	--	--